

江 監 第 4 号  
令和8年3月25日

江 田 島 市 長 様  
江 田 島 市 議 会 議 長 様  
江田島市教育委員会教育長 様  
江田島市選挙管理委員会委員長 様  
江 田 島 市 農 業 委 員 会 会 長 様  
江田島市公平委員会委員長 様

江田島市監査委員 三 浦 和 英  
江田島市監査委員 平 川 博 之

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を報告します。

なお、監査結果に基づいて措置を講じたときは、書面で通知してください。



令和7年度

定期監査及び行政監査報告書

江田島市監査委員

# 目 次

第 1	監査基準への準拠	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の着眼点	1
第 6	監査の実施内容	1
第 7	監査の結果	1
1	一般会計の歳入歳出状況	2
2	特別会計の歳入歳出状況	3
3	市税等の収入状況	4
4	現金、証書類等の管理状況	5
5	切手等の管理状況	5
6	公用車の保有及び稼働状況	6
7	消防車及び救急車の出動状況	7
8	公印等の管理状況	9
9	有給休暇取得等の状況	9
10	集会施設等の利用状況	9
11	契約事務の状況	11
12	公営企業会計の損益状況	15
第 8	監査意見・まとめ	17

## 凡 例

文中及び表中の数値は、次のとおり表示もしくは算出しているため合計、差額等が一致しない場合がある。

- 1 金額は、千円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。
- 2 比率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入した。ただし、平均落札率については、小数点以下第3位を四捨五入した。
- 3 該当数字は現存するが、単位未満のものは「0」「0.0」で表示した。
- 4 該当数値がないもの、算出・比較不能のものは「-」で表示した。
- 5 減少及び赤字（損失）は「△」で表示した。

## 第1 監査基準への準拠

令和7年度定期監査及び行政監査は、江田島市監査基準に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

## 第3 監査の期間

令和7年10月15日から令和8年3月25日まで

## 第4 監査の対象

市長部局、教育委員会、議会等全ての任命権者（出先機関を除く）

実査日	対象部局機関
11月14日	総務部（総務課、財政課、財産管理課）、選挙管理委員会事務局、議会（議会事務局）
11月17日	市民生活部（市民生活課、人権推進課、税務課、地域支援課）、危機管理監（危機管理課）
11月18日	福祉保健部（社会福祉課、保健医療課、高齢介護課）、消防長（総務課、予防課、警防課、江田島消防署）
11月21日	産業部（農林水産課、商工観光課）、農業委員会事務局、福祉保健部（子育て支援課）
11月25日	土木建築部（下水道課）、会計管理者（会計課）
11月27日	企画部（企画振興課、デジタル改革課）、教育部（学校教育課、生涯学習課）
11月28日	土木建築部（建設課、都市整備課）

## 第5 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理が、法令に適合し、正確に行われているかを主眼に、適正かつ効率的に行われているか、今年度予定している主要事業が計画的に執行されているか、また、過去の指導や意見に対して積極的に取り組まれているかを着眼点とした。

## 第6 監査の実施内容

### 1 監査の範囲

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）に属する収入、支出、契約等の財務及び行政事務とし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

### 2 監査の実施方法

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、実査当日は関係帳票の全部又は一部の提出を求め関係課長又は職員から説明を聴取するとともに、関係書類の抽出検査により監査を行った。また、必要に応じて実査後も説明を聴取し、例月出納検査、決算審査の結果も考慮して、内容の点検、確認、照合を行った。

## 第7 監査の結果

監査の結果、指摘事項及び法第199条第10項の規定による意見に該当するものはなく、監査の範囲内ではおおむね適切に執行されていると認めた。

また、総括要望は、「債権管理」についてと「契約事務」についての2点で、「第8 監査意見・まとめ」に記述している。監査の状況は、以下のとおりである。

## 1 一般会計の歳入歳出状況

令和7年度9月末現在の一般会計歳入歳出状況は、第1表及び第2表のとおりである。収入済額は73億4,574万7千円、予算現額に対する収入率は45.1%で、前年度と比較して増加している。科目別に予算現額に対する収入率を前年度と比較すると、利子割交付金、地方消費税交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、寄附金などは増加しており、法人事業税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、財産収入、繰越金などは減少している。

支出済額は56億7,423万5千円、予算現額に対する執行率は34.8%で、前年度と比較して減少している。科目別に予算現額に対する執行率を前年度と比較すると、総務費、商工費、災害復旧費などは増加しており、衛生費、消防費、諸支出金などは減少している。

第1表 一般会計の歳入状況

(単位:千円、%)

科目	令和7年度(9月末現在)			令和6年度(9月末現在)			予算現額 対前年差 (A)-(C)	収入済額 対前年差 (B)-(D)
	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)	予算現額 (C)	収入済額 (D)	収入率 (D/C)		
市 税	2,496,000	1,553,658	62.2	2,343,000	1,422,308	60.7	153,000	131,350
地方譲与税	82,000	21,088	25.7	84,000	20,441	24.3	△ 2,000	647
利子割交付金	2,700	1,664	61.6	1,200	500	41.7	1,500	1,164
配当割交付金	17,800	3,417	19.2	15,000	3,297	22.0	2,800	120
株式等譲渡 所得割交付金	26,000	0	0.0	16,000	0	0.0	10,000	0
法人事業税交付金	53,600	26,023	48.6	47,800	29,625	62.0	5,800	△ 3,602
地方消費税交付金	550,300	348,780	63.4	556,000	306,637	55.2	△ 5,700	42,143
環境性能割交付金	13,800	3,545	25.7	12,000	4,443	37.0	1,800	△ 898
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	206,200	0	0.0	197,000	0	0.0	9,200	0
地方特例交付金	9,000	7,148	79.4	87,280	90,542	103.7	△ 78,280	△ 83,394
地方交付税	6,448,447	4,235,539	65.7	6,403,000	4,226,492	66.0	45,447	9,047
交通安全対策 特別交付金	980	480	49.0	1,000	473	47.3	△ 20	7
分担金及び負担金	40,133	11,522	28.7	116,442	15,801	13.6	△ 76,309	△ 4,279
使用料及び手数料	174,217	83,110	47.7	175,679	85,953	48.9	△ 1,462	△ 2,843
国庫支出金	2,002,820	489,910	24.5	1,507,302	262,057	17.4	495,518	227,853
県 支 出 金	1,050,174	148,346	14.1	988,452	121,783	12.3	61,722	26,563
財 産 収 入	125,099	89,390	71.5	61,135	70,400	115.2	63,964	18,990
寄 附 金	256,565	42,938	16.7	206,184	21,108	10.2	50,381	21,830
繰 入 金	1,354,578	0	0.0	1,343,251	120,000	8.9	11,327	△ 120,000
繰 越 金	4,694	207,083	4,411.7	1	37,606	3,760,600.0	4,693	169,477
諸 収 入	445,316	72,106	16.2	490,007	73,237	14.9	△ 44,691	△ 1,131
市 債	936,700	0	0.0	2,068,740	0	0.0	△ 1,132,040	0
合 計	16,297,123	7,345,747	45.1	16,720,473	6,912,703	41.3	△ 423,350	433,044

第2表 一般会計の歳出状況

(単位:千円、%)

科目	令和7年度(9月末現在)			令和6年度(9月末現在)			予算現額 対前年差 (A)-(C)	支出済額 対前年差 (B)-(D)
	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (B/A)	予算現額 (C)	支出済額 (D)	執行率 (D/C)		
議会費	173,391	86,386	49.8	164,996	84,672	51.3	8,395	1,714
総務費	3,641,071	968,986	26.6	3,792,423	837,217	22.1	△ 151,352	131,769
民生費	4,406,648	1,889,493	42.9	4,522,826	1,896,377	41.9	△ 116,178	△ 6,884
衛生費	1,141,978	223,267	19.6	1,278,989	512,098	40.0	△ 137,011	△ 288,831
労働費	12,484	10,627	85.1	12,484	10,618	85.1	0	9
農林水産業費	514,423	139,852	27.2	563,241	154,925	27.5	△ 48,818	△ 15,073
商工費	208,883	67,521	32.3	294,135	67,598	23.0	△ 85,252	△ 77
土木費	1,243,277	222,265	17.9	1,173,632	229,667	19.6	69,645	△ 7,402
消防費	870,636	293,864	33.8	668,858	272,921	40.8	201,778	20,943
教育費	1,181,469	435,126	36.8	1,329,234	516,942	38.9	△ 147,765	△ 81,816
災害復旧費	38,017	12,848	33.8	3,019	0	0.0	34,998	12,848
公債費	2,012,906	984,000	48.9	1,994,445	981,827	49.2	18,461	2,173
諸支出金	828,606	340,000	41.0	909,943	460,118	50.6	△ 81,337	△ 120,118
予備費	23,334	0	0.0	12,248	0	0.0	11,086	0
合計	16,297,123	5,674,235	34.8	16,720,473	6,024,980	36.0	△ 423,350	△ 350,745

## 2 特別会計の歳入歳出状況

令和7年度9月末現在の特別会計歳入歳出状況は、第3表及び第4表のとおりである。特別会計全体の合計収入済額、予算現額に対する収入率は、ともに前年度と比較して増加している。

各特別会計の予算現額に対する収入率を前年度と比較すると後期高齢者医療特別会計、介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計、宿泊施設事業特別会計などは増加しており、港湾管理事業特別会計、交通船事業特別会計は減少している。

特別会計全体の合計支出済額は、前年度と比較して減少しているが、予算現額に対する執行率は、前年度と比較して増加している。各特別会計の予算現額に対する執行率を前年度と比較すると、国民健康保険特別会計、宿泊施設事業特別会計などは増加しており、介護保険(介護サービス事業勘定)、港湾管理特別会計は減少している。

なお、令和7年9月末時点で、歳入に対して歳出が上回っている会計はなかった。

第3表 特別会計の歳入状況

(単位:千円、%)

特別会計	令和7年度(9月末現在)			令和6年度(9月末現在)			予算現額 対前年差 (A)-(C)	収入済額 対前年差 (B)-(D)
	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)	予算現額 (C)	収入済額 (D)	収入率 (D/C)		
国民健康保険	3,066,000	1,351,616	44.1	3,324,424	1,321,550	39.8	△ 258,424	30,066
後期高齢者医療	574,600	305,509	53.2	571,000	272,923	47.8	3,600	32,586
介護保険 (保険事業勘定)	3,386,969	1,449,124	42.8	3,388,188	1,364,996	40.3	△ 1,219	84,128
介護保険 (介護サービス事業勘定)	20,100	7,649	38.1	20,000	6,203	31.0	100	1,446
港湾管理	52,600	14,637	27.8	53,000	14,907	28.1	△ 400	△ 270
地域開発事業	-	-	-	600	51	8.5	皆減	皆減
宿泊施設事業	13,400	6,500	48.5	29,496	7,036	23.9	△ 16,096	△ 536
交通船事業	187,900	3,248	1.7	240,400	4,764	2.0	△ 52,500	△ 1,516
合計	7,301,569	3,138,283	43.0	7,627,108	2,992,430	39.2	△ 325,539	145,853

第4表 特別会計の歳出状況

(単位:千円、%)

特別会計	令和7年度(9月末現在)			令和6年度(9月末現在)			予算現額 対前年差 (A)-(C)	支出済額 対前年差 (B)-(D)
	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (B/A)	予算現額 (C)	支出済額 (D)	執行率 (D/C)		
国民健康保険	3,066,000	1,133,685	37.0	3,324,424	1,129,817	34.0	△ 258,424	3,868
後期高齢者医療	574,600	237,673	41.4	571,000	235,542	41.3	3,600	2,131
介護保険 (保険事業勘定)	3,386,969	1,344,827	39.7	3,388,188	1,345,443	39.7	△ 1,219	△ 616
介護保険 (介護サービス事業勘定)	20,100	5,018	25.0	20,000	6,174	30.9	100	△ 1,156
港湾管理	52,600	12,355	23.5	53,000	17,424	32.9	△ 400	△ 5,069
地域開発事業	-	-	-	600	44	7.3	皆減	皆減
宿泊施設事業	13,400	2,551	19.0	29,496	3,089	10.5	△ 16,096	△ 538
交通船事業	187,900	985	0.5	240,400	799	0.3	△ 52,500	186
合計	7,301,569	2,737,094	37.5	7,627,108	2,738,332	35.9	△ 325,539	△ 1,238

### 3 市税等の収入状況

令和7年度9月末現在の市税等の収入済額及び調定額に対する収入率は、第5表から第8表のとおりである。前年度と比較すると、寄附金などの収入率が増加し、分担金及び負担金、財産収入などの収入率は減少している。特別会計では、後期高齢者医療保険料の収入率が6.2ポイント増加している。これは、主に特別徴収保険料の仮徴収（新年度の保険料額が確定する前に、前年度の2月時点の保険料額を基準に年金から暫定的に保険料を天引きする制度）によるもので、年度により変動があるためである。

第5表 一般会計の収入状況

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度(9月末現在)				令和6年度(9月末現在)			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
市 税	2,596,011	1,553,658	1,042,353	59.8	2,399,877	1,422,308	977,569	59.3
分担金及び負担金	32,671	11,522	21,149	35.3	36,812	15,801	21,011	42.9
使用料及び手数料	235,074	83,110	151,964	35.4	237,645	85,953	151,692	36.2
財 産 収 入	112,329	89,390	22,939	79.6	85,971	70,400	15,571	81.9
寄 附 金	44,901	42,938	1,963	95.6	25,442	21,108	4,334	83.0
諸 収 入	383,536	72,106	311,430	18.8	394,533	73,237	321,296	18.6
合 計	3,404,522	1,852,724	1,551,798	54.4	3,180,280	1,688,807	1,491,473	53.1

第6表 国民健康保険税の収入状況

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度(9月末現在)				令和6年度(9月末現在)			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
国民健康保険税	665,380	192,336	473,044	28.9	656,662	189,813	466,849	28.9

第7表 後期高齢者医療保険料の収入状況

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度(9月末現在)				令和6年度(9月末現在)			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
後期高齢者 医療保険料	432,683	203,901	228,782	47.1	407,791	166,727	241,064	40.9

第8表 介護保険料の収入状況

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度(9月末現在)				令和6年度(9月末現在)			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
介護保険料	593,431	289,269	304,162	48.7	593,723	286,584	307,139	48.3

#### 4 現金、証書類等の管理状況

各部署の職員が管理している各種団体等の現金・通帳等について、関係資料の提出を求め調査を実施した。各種団体等の出納状況は、現金出納簿と通帳の写しの照合によって確認を行った。令和6年度末の年度繰越から令和7年9月末現在までの口座残高と出納簿の金額は、各団体とも一致しており適正に処理されていた。毎月の出納検査表については、部課長等複数の職員の検査が行われていることを確認した。

通帳、印鑑の保管状況について各担当課長に聴取し、金庫等の鍵のかかる場所に保管していることを確認した。また、会計課の共有金庫及び所管部署の金庫の使用状況については、現地で検査を行いおおむね適正であると認めた。都市整備課では、通帳等を鍵のかかる箱で管理していたが、その箱を保管する棚に施錠するよう指導した。また、人権推進課では、「江田島市国際交流協会ウクライナ人道支援金」の通帳は、当分の間使用がないため、名義変更又は解約するよう指導した。

#### 5 切手等の管理状況

切手等を管理している各課の検査実施当日における切手等の現在高と受払簿を照合し、一致を確認した。受払簿の記入状況、切手等の保管状態は適正であると認めた。

## 6 公用車の保有及び稼働状況

令和7年9月末現在の公用車の部局別保有状況は、第9表のとおりである。

保有台数（リース車両等を含む）は192台で、9台を廃車し、7台を新規購入したため、前年同期と比較して2台減少している。車種別保有状況は、第10表のとおりである。

令和7年9月末現在の経過年数別状況は、第11表のとおりである。5年未満が42台（21.9%）、5年以上10年未満が42台（21.9%）、10年以上15年未満が37台（19.2%）、15年以上が71台（37.0%）である。15年以上の公用車71台の主なものは特殊車両30台と軽貨物21台で、そのうち30年以上経過したものは4台ある。保有台数192台の中には、消防団ポンプ車35台及び指定管理者や業務委託業者の使用車両38台（マイクロバス、塵芥車等）の計73台が含まれているため、職員が使用している車両は、119台（うち5台は原動機付自転車等）である。

職員が使用している公用車の令和7年4月から令和7年9月末までの稼働状況は、第12表のとおりである。月平均稼働日数は、軽自動車が高く78台中55台が15日以上稼働している。月平均稼働日が5日未満のものは18台あり、消防車両、赤バイ等、ダンプ、施設に1台のみ配置した車両、冷蔵冷凍車両である。

第9表 部局別保有台数

(単位:台)

区分	令和7年9月末現在	令和6年9月末現在	対前年差
市長部局	106	106	0
教育部	23	23	0
議会事務局	2	2	0
監査委員事務局	1	1	0
消防長	60	62	△2
合計	192	194	△2

※リース車両、原動機付自転車等を含む。

第10表 車種別保有台数 (令和7年9月末現在)

(単位:台)

区分	台数	車両の種類別								
		普通		小型		軽		マイクロバス	特殊車等	原動機付自転車等
		乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物			
市長部局	106	2	8	3	7	17	52	2	14	1
教育部	23	2	3	1	0	1	10	6	0	0
議会事務局	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0
監査委員事務局	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
消防長	60	2	0	0	0	1	0	0	53	4
合計	192	7	11	4	7	21	62	8	67	5

※特殊車等は、道路作業車、冷蔵冷凍車、塵芥車、救急車、消防車など

第11表 経過年数別台数 (令和7年9月末現在)

(単位:台、%)

種別	用途	台数		取得後経過年数			
				5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
普通	乗用	18	7	1	0	3	3
	貨物		11	3	2	2	4
小型	乗用	11	4	1	2	0	1
	貨物		7	1	2	3	1
軽	乗用	83	21	3	7	5	6
	貨物		62	17	14	10	21
マイクロバス		8		2	2	1	3
特殊車等		67		14	12	11	30
原動機付自転車等		5		0	1	2	2
合計		192		42	42	37	71
構成比		100		21.9	21.9	19.2	37.0

第12表 稼働状況 (令和7年4月から令和7年9月末まで)

(単位:台、%)

種別	用途	台数		月平均稼働日数				
				5日未満	5日以上 10日未満	10日以上 15日未満	15日以上 20日未満	20日以上
普通	乗用	6	6	1	4	1	0	0
	貨物		0	0	0	0	0	
小型	乗用	9	4	0	1	2	1	0
	貨物		5	1	3	0	0	1
軽	乗用	78	21	0	6	1	10	4
	貨物		57	3	5	8	31	10
特殊車等		21		9	3	3	3	3
原動機付自転車等		5		4	0	1	0	0
合計		119		18	22	16	45	18
構成比		100		15.1	18.5	13.5	37.8	15.1

※消防団ポンプ車35台及び指定管理者や業務委託業者の使用車両38台の計73台を除く。

## 7 消防車及び救急車の出動状況

令和6年10月から令和7年9月末までの消防車、救急車の出動状況は、第13表及び第14表のとおりである。消防車の出動は343件で、前期に比べ12件減少している。消防車の出動で最も多い事由は、救急支援227件である。火災による消防車の出動は14件で、前期に比べ4件減少している。

救急車の出動は1,611件で、前期に比べ106件減少しており、搬送人員についても1,509人で、前期に比べ107人減少している。

第13表 消防車の出動状況

(単位:件)

区 分		令和6年10月～令和7年9月末					令和5年10月～令和6年9月末				
		合計	江田島町	能美町	沖美町	大柿町	合計	江田島町	能美町	沖美町	大柿町
火 災	建 物	2	2	0	0	0	7	2	3	1	1
	林 野	1	1	0	0	0	4	0	0	2	2
	車 両	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	船 舶	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	そ の 他	10	4	4	1	1	6	2	1	1	2
	小 計	14	8	4	1	1	18	4	4	4	6
救 助	火 災	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0
	交 通	8	3	1	1	3	2	1	0	0	1
	そ の 他	16	8	1	2	5	6	2	0	0	4
	小 計	24	11	2	3	8	10	4	1	0	5
警 戒	怪 煙	6	4	0	0	2	5	1	2	0	2
	漏 洩	7	2	3	0	2	9	4	3	0	2
	そ の 他	57	21	17	6	13	50	22	9	9	10
	小 計	70	27	20	6	17	64	27	14	9	14
誤報・非火災		8	4	0	2	2	3	0	0	0	3
救急支援		227	84	49	31	63	260	81	47	59	73
その他(捜索・豪雨)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		343	134	75	43	91	355	116	66	72	101

第14表 救急車の出動状況

(単位:件、人)

区 分		令和6年10月～令和7年9月末					令和5年10月～令和6年9月末				
		合計	江田島町	能美町	沖美町	大柿町	合計	江田島町	能美町	沖美町	大柿町
交 通		73	27	14	7	25	61	20	15	7	19
加 害		2	0	2	0	0	5	1	2	1	1
水 難		4	3	0	1	0	1	0	0	0	1
火 災		1	1	0	0	0	1	0	1	0	0
労働災害		19	8	6	1	4	13	5	2	2	4
運動競技		3	2	1	0	0	6	1	2	1	2
一般負傷		282	84	69	51	78	289	111	57	42	79
自損行為		8	6	1	0	1	11	3	3	5	0
急 病		873	289	177	125	282	994	337	186	177	294
転院搬送		338	102	134	2	100	334	100	117	4	113
そ の 他		8	0	3	0	5	2	0	1	0	1
合 計		1,611	522	407	187	495	1,717	578	386	239	514
搬送人員		1,509	490	383	169	467	1,616	545	368	223	480

## 8 公印等の管理状況

公印及び領収印を保管している各所管課については、公印台帳、公印規則等の一覧と照合し、適正に保管、管理されていることを確認した。

## 9 有給休暇取得等の状況

有給休暇取得及び月45時間以上の時間外勤務について、各課長に聴取したところ時間外勤務については、確定申告の時期やイベント等の行事などにより、月45時間を超えた職員が複数いることを確認した。また、一部の部署においては、長時間の時間外勤務が常態化している状況が見受けられた。

有給休暇については、一部職員を除き、年間休暇取得5日の努力目標を達成できる見込みであることを確認した。

## 10 集会施設等の利用状況

令和7年4月から令和7年9月末までの集会施設等の利用状況については、第15表のとおりである。利用人数が増加した施設は、鷺部交流プラザ、大柿市民センター、大柿厚生文化センター（柿浦交流プラザ内）、大柿自然環境体験学習交流館（さとうみ科学館）、スポーツセンターなどである。利用人数が減少した施設は、鹿川交流プラザ、農村環境改善センター（わくわくセンター）などである。利用人数増減の要因としては、公共施設の再編整備による施設利用増、利用団体の人員や活動日数の増減、秋祭り当番年など数年に1度の利用による増減などである。

「公共施設のあり方に関する基本方針」に基づく、集会施設等の公共施設再編整備事業の進捗状況については、この調査期間後令和7年10月に江田島コミュニティセンターを小用交流プラザとして設置し、小用老人集会所を廃止している。

第15表 集会施設等の利用状況 各年度調査期間:4月から9月末まで(6か月間) (単位:回、人)

所管	場所	施設名称	令和7年度		令和6年度		対前年差	
			利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
江田島市民センター	江田島町	江田島市民センター(別館)	421	2,990	377	2,715	44	275
		鷺部交流プラザ	394	6,173	328	3,978	66	2,195
		江南交流プラザ	138	1,573	175	1,432	△ 37	141
		秋月交流プラザ	126	1,446	143	1,759	△ 17	△ 313
		切串交流プラザ	350	4,330	334	3,619	16	711
		大幸交流プラザ(R6.10.11開始) (R6 大須公民館・大須老人集会所)	85	1,151	51	550	34	601
		津久茂交流プラザ	82	969	77	1,101	5	△ 132
		宮ノ原交流プラザ	100	1,179	96	1,107	4	72
		江田島コミュニティセンター (R7.10.1 小用交流プラザ開始)	297	3,157	261	2,909	36	248
		幸ノ浦集会所(R7.1.4開始) (R6 幸ノ浦老人集会所)	59	436	47	332	12	104
		中郷コミュニティホーム	43	443	39	395	4	48
		向側コミュニティホーム	65	654	54	576	11	78
山田コミュニティホーム	40	420	64	647	△ 24	△ 227		
能美市民センター	能美町	能美市民センター	643	8,303	739	8,651	△ 96	△ 348
		鹿川交流プラザ	350	3,159	358	4,342	△ 8	△ 1,183
		高田交流プラザ	251	3,464	223	2,858	28	606
沖美市民センター	沖美町	沖美市民センター	124	1,663	130	1,776	△ 6	△ 113
		三高交流プラザ	66	840	63	563	3	277
		沖美ふれあいセンター	94	1,889	82	2,083	12	△ 194
		是長集会所	68	902	62	746	6	156
		東の浜集会所	12	80	19	123	△ 7	△ 43
地域支援課	大柿町	大柿市民センター	871	12,358	947	11,085	△ 76	1,273
		深江交流プラザ	112	830	96	825	16	5
		柿浦交流プラザ(R7.2.1開始)	161	1,020			161	1,020
		飛渡瀬交流プラザ	297	1,825	184	1,946	113	△ 121
		小古江集会所	97	633	87	556	10	77
人権推進課	江田島町	宮ノ原隣保館	221	1,344	141	803	80	541
	能美町	鹿川文化センター	262	506	445	697	△ 183	△ 191
	沖美町	三高会館	406	2,471	429	2,314	△ 23	157
	大柿町	大柿厚生文化センター(R7.2.1~) (R6 旧大柿厚生文化センター)	639	4,467	327	1,199	312	3,268
高齢介護課	江田島町	矢ノ浦老人集会所	50	814	50	868	0	△ 54
		小用老人集会所 (R7.10.1 小用交流プラザ開始)	17	181	22	228	△ 5	△ 47
	沖美町	美能老人集会所	45	371	49	391	△ 4	△ 20
	大柿町	大君ふれあいプラザ	35	282	40	256	△ 5	26
支子援育課	江田島町	子育て世代包括支援センター	124	4,849	122	4,339	2	510
	能美町	中町児童館	149	3,419	146	3,275	3	144
農林水産課	江田島町	宮ノ原水産振興センター	9	81	10	90	△ 1	△ 9
		江南農業集会所	0	0	0	0	0	0
	能美町	農村環境改善センター	49	993	48	3,766	1	△ 2,773
		奥多目的集会所	52	334	50	396	2	△ 62
	沖美町	高祖多目的集会所	49	501	59	1,017	△ 10	△ 516
		沖美産品開発センター	38	190	81	421	△ 43	△ 231
大柿町	大柿産品加工センター	36	144	40	161	△ 4	△ 17	
※	大柿町	大柿自然環境体験学習交流館 (さとうみ科学館) ※所管は施設名称と同じ	-	4,211	-	2,702	-	1,509
生涯学習課	江田島町	武道館	204	2,238	237	1,784	△ 33	454
		学びの館	-	1,414	-	1,618	-	△ 204
	能美町	スポーツセンター ※R7 からカウントなし	※-	16,806	4,855	15,362	-	1,444
	大柿町	大柿地区歴史資料館/灘尾記念文庫	-	599	-	547	-	52

## 11 契約事務の状況

契約事務のうち入札については、総務部財政課の取りまとめにより実施している。令和7年4月から令和7年9月末までの入札及び落札の状況については、第16表のとおりである。入札は、すべて指名競争入札によるもので、入札実施件数の96件のうち落札件数は91件となっている。

入札回数については、第17表のとおりである。落札までの回数が1回であった入札が83件で、全体の86.4%となっている。落札率については、第18表のとおりである。落札率80%未満が27件、95%以上が31件となっている。

不調等の5件のうち3件は不落随意契約となっており、不調2件のうち1件は再度の入札で落札、もう1件は再度の入札で不落随意契約となっていることを確認した。

なお、総合評価方式による契約はない。

また、令和7年5月から電子入札を実施している。入札対象は、建設工事、測量、建設コンサルタント等業務で48件実施していた。電子入札対象外の物品、その他業務は従来どおり紙により入札を行っている。電子入札は、入札業者の来庁が不要であり、利便性が向上している。また、紙入札では2者以上から入札がないと成立しなかったが、電子入札では1者以上の入札で成立することから、入札事務の効率化が図られたといえる。

第16表 入札及び落札件数（令和7年4月から令和7年9月末まで）（単位:件、%）

種別		入札件数	落札件数	平均落札率
指名競争入札		96	91	
種別	建設工事	32	28	89.32
	業務委託	38	37	81.36
	業務委託(県移譲)	5	5	88.46
	物品	21	21	87.52

※平均落札率は、1件ごとの落札率（予定価格に対する落札金額の割合）の平均

第17表 入札回数別件数（令和7年4月から令和7年9月末まで）（単位:件、%）

入札回数		合計	構成比	建設工事	業務委託	業務委託 (県移譲)	物品
1回		83	86.4	26	33	4	20
2回		4	4.2	1	3	0	0
3回以上		4	4.2	1	1	1	1
不調等	不落随契	3	3.1	3	0	0	0
	不調	2	2.1	1	1	0	0
合計		96	100.0	32	38	5	21

第18表 落札率別件数 (令和7年4月から令和7年9月末まで)

(単位:件、%)

落札率	合計	建設工事	業務委託	業務委託 (県移譲)	物品
80%未満	27	4	17	1	5
～85%未満	8	4	1	1	2
～90%未満	10	3	6	0	1
～95%未満	15	5	6	1	3
95%以上	31	12	7	2	10
合計	91	28	37	5	21

(不調等5件)

一方、随意契約により締結する契約は、所管課で実施している。

令和7年4月から令和7年9月末までに各課が締結した業務委託の随意契約は、第19表、第20表の1から第20表の3までのとおりで、調査した458件のうち、内規で一者見積を可能としている10万円未満の契約を除いた一者見積りによる契約は、346件であった。これら一者見積りによる随意契約については、根拠法令が示されており、数者見積りが困難と思われるものであった。

随意契約とした理由として最も多かったものは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。(特定の者と契約しなければ目的が達成できない場合など)」で242件69.9%、2番目に多かったものが、同条同項第3号の「福祉関係施設等で製作された物品の買入れ若しくは役務の提供、シルバー人材センター等からの役務の提供を受けるもの」で48件13.9%、3番目に多かったものが、同条同項第1項の「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」で45件13.0%であった。これらを合計すると96.8%を占めている。

各所管課から提出された委託業務随意契約一覧表に基づき、抽出した契約の関係書類の閲覧、所管課職員に対する聴取を行ったところ、おおむね適正に処理されていたが、過去の監査同様、一部の契約には関係書類の受領漏れや通知漏れ、契約約款の添付漏れ等が見受けられた。

なお、不足書類等については、後日改善したとの報告を受けたものもあるが、適正に執行されたい。

第19表 業務委託の随意契約の件数 (令和7年4月から令和7年9月末まで)

(単位:件)

部 局 名		合計	100万円以上		10万円～100万円		単価契約		プロポーザル方式	10万円未満
			数者見積	一者見積	数者見積	一者見積	数者見積	一者見積		
総務部	総務課 (選挙管理委員会)	19	3	1	1	9	0	3	0	2
	財政課	2	0	1	0	1	0	0	0	0
	財産管理課	16	0	1	3	5	0	1	0	6
	小計	37	3	3	4	15	0	4	0	8
企画部	企画振興課	7	0	0	0	1	0	0	0	6
	デジタル改革課	15	0	7	2	6	0	0	0	0
	小計	22	0	7	2	7	0	0	0	6
危機管理監	危機管理課	7	0	1	0	5	0	1	0	0
市民生活部	市民生活課	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	人権推進課	6	0	0	1	2	0	0	0	3
	税務課	10	0	2	0	8	0	0	0	0
	地域支援課	27	0	4	1	11	0	8	0	3
	江田島市民センター	23	0	1	5	9	0	1	0	7
	能美市民センター	6	0	2	0	3	0	0	0	1
	沖美市民センター	12	0	0	0	10	0	0	0	2
	小計	85	0	10	7	43	0	9	0	16
福祉保健部	社会福祉課	16	0	9	0	7	0	0	0	0
	保健医療課	45	0	3	2	6	0	32	0	2
	高齢介護課	26	0	6	1	1	0	16	0	2
	子育て支援課	19	0	1	2	4	3	5	0	4
	保育施設給食センター	14	0	0	0	10	0	2	0	2
	小計	120	0	19	5	28	3	55	0	10
	産業部	農林水産課 (農業委員会)	29	0	7	2	16	0	1	0
商工観光課		23	0	3	4	12	0	0	0	4
小計		52	0	10	6	28	0	1	0	7
土木建築部	建設課	38	0	6	0	23	0	0	0	9
	都市整備課	16	0	2	1	5	0	0	0	8
	下水道課	26	0	9	0	6	0	11	0	0
	小計	80	0	17	1	34	0	11	0	17
教育部	学校教育課	15	0	1	5	2	0	5	0	2
	学校給食センター	8	0	0	1	5	0	0	0	2
	生涯学習課	20	0	4	0	12	0	2	0	2
	大柿自然環境体験学習交流館	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	44	0	5	6	19	0	7	0	7
消防長	7	0	2	1	3	0	0	0	1	
議会事務局	2	0	1	0	0	0	1	0	0	
会計管理者	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
合計	458	3	75	32	182	3	89	0	74	

第 20 表の 1 随意契約のうち一者見積理由の内訳件数（100 万円以上の契約）

（令和 7 年 4 月から令和 7 年 9 月末まで）

（単位：件）

部 局 名	100 万円以上の随意契約 一者見積の理由								
	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	第 7 号	第 8 号	第 9 号
総 務 部	0	1	2	0	0	0	0	0	0
企 画 部	0	7	0	0	0	0	0	0	0
危機管理監	0	1	0	0	0	0	0	0	0
市民生活部	0	4	5	0	0	0	0	1	0
福祉保健部	0	18	0	0	0	1	0	0	0
産 業 部	0	8	1	0	0	0	1	0	0
土木建築部	0	13	4	0	0	0	0	0	0
教 育 部	0	2	1	0	0	1	0	1	0
消 防 長	0	2	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	1	0	0	0	0	0	0	0
会計管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	57	13	0	0	2	1	2	0

第 20 表の 2 随意契約のうち一者見積理由の内訳件数（10 万円以上 100 万円未満の契約）

（令和 7 年 4 月から令和 7 年 9 月末まで）

（単位：件）

部 局 名	10 万円以上 100 万円未満の随意契約 一者見積の理由								
	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	第 7 号	第 8 号	第 9 号
総 務 部	4	9	2	0	0	0	0	0	0
企 画 部	0	7	0	0	0	0	0	0	0
危機管理監	0	2	3	0	0	0	0	0	0
市民生活部	10	24	9	0	0	0	0	0	0
福祉保健部	13	10	5	0	0	0	0	0	0
産 業 部	6	17	5	0	0	0	0	0	0
土木建築部	4	26	4	0	0	0	0	0	0
教 育 部	6	9	2	0	0	2	0	0	0
消 防 長	0	3	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	43	107	30	0	0	2	0	0	0

### 第 20 表の 3 随意契約のうち一者見積理由の内訳件数（単価契約）

（令和 7 年 4 月から令和 7 年 9 月末まで）

（単位：件）

部 局 名	単価契約 一者見積の理由								
	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号	第 7 号	第 8 号	第 9 号
総 務 部	1	3	0	0	0	0	0	0	0
企 画 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危機管理監	0	1	0	0	0	0	0	0	0
市民生活部	0	7	2	0	0	0	0	0	0
福祉保健部	1	53	1	0	0	0	0	0	0
産 業 部	0	1	0	0	0	0	0	0	0
土木建築部	0	9	0	0	0	0	1	1	0
教 育 部	0	3	2	0	0	2	0	0	0
消 防 長	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	1	0	0	0	0	0	0	0
会計管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	78	5	0	0	2	1	1	0

## 12 公営企業会計の損益状況

### （1）下水道事業

令和 7 年 9 月末現在の下水道事業損益状況は、第 2 1 表のとおりである。

収益のうち、営業収益は 2 億 7, 8 1 5 万 1 千円で、前年度に比べ 7 3 7 万 6 千円の減少、営業外収益は 3 億 5, 3 8 3 万円で、前年度に比べ 7 9 万 7 千円の減少であり、収益全体では、前年度に比べ 8 1 7 万 3 千円減少している。減少の主なものは、下水道使用料で、人口減少に伴い使用料が減少してきている。

費用において、営業費用は 4 億 4, 4 9 1 万 3 千円で、前年度に比べ 2 1 4 万 7 千円の増加、営業外費用は 2, 3 4 9 万 7 千円で、前年度に比べ 3 1 2 万 5 千円の減少であり、費用全体では、前年度に比べ 9 7 万 8 千円減少している。増減の主なものは、減価償却費、支払利息及び企業債取扱諸費が減少し、管渠費及び処理場費などが増加している。

今年度のポンプ更新工事等の進捗状況について、関係書類の閲覧、担当課職員に対する聴取を行い、おおむね順調に進捗していることを確認した。

第21表 下水道事業損益計算書 (各年度4月1日から9月30日まで)

(単位：千円)

区 分	令和7年度	令和6年度	対前年差 (A) - (B)
	金額 (A)	金額 (B)	
収益	631,981	640,154	△ 8,173
営業収益 A	278,151	285,527	△ 7,376
下水道使用料	132,123	138,381	△ 6,258
農業集落排水使用料	15,632	16,098	△ 466
一般会計負担金	130,368	131,000	△ 632
その他営業収益	28	48	△ 20
営業外収益 B	353,830	354,627	△ 797
受取利息	130	27	103
一般会計補助金	190,753	190,000	753
長期前受金戻入	162,936	164,600	△ 1,664
雑収益	11	0	11
費用	468,410	469,388	△ 978
営業費用 C	444,913	442,766	2,147
管渠費	18,071	16,992	1,079
処理場費	97,279	93,874	3,405
普及促進費	6,510	5,908	602
総係費	18,988	18,944	44
減価償却費	304,065	307,048	△ 2,983
資産減耗費	0	0	0
営業外費用 D	23,497	26,622	△ 3,125
支払利息及び企業債取扱諸費	23,155	26,617	△ 3,462
雑支出	342	5	337
営業損益 E(A-C) (△は損失)	△ 166,762	△ 157,239	△ 9,523
経常損益 F(E+B-D)	163,571	170,766	△ 7,195
特別利益 G	0	0	0
特別損失 H	0	0	0
当年度純損益 I(F+G-H)	163,571	170,766	△ 7,195
前年度繰越利益剰余金	0	0	0
当年度未処分利益剰余金	163,571	170,766	△ 7,195

## 第8 監査意見・まとめ

令和7年度の定期監査は、市民センター等の出先機関を除く全ての任命権者を対象として、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理が法令に適合し、正確に行われ、今年度予定の主要事業が計画的に執行されているか、また、過去の指導や意見に対して、積極的に取り組まれているかを着眼点に、例月現金出納検査、決算審査などの結果も考慮に入れながら、江田島市監査基準に準拠して実施した。

監査の結果、指摘事項及び法第199条第10項の規定による意見に該当するものはなく、監査の範囲内ではおおむね適切に執行されていると認めた。なお、改善や留意すべき事項が見受けられたものについては、その都度口頭で伝え、適正な対応を求めた。

監査対象の令和7年4月から9月までの各会計の執行状況については、事業の執行が10月以降になるものや、年度末に完了する契約済みの投資的事業があるため、一部に執行率が低い事業はあるものの、全体として順調な状況であった。

また、今年度における主要事業、新規・拡充事業の執行状況についても、おおむね順調な進捗状況であることを確認した。

総括要望については、次のとおりである。

1点目は、「債権管理」についてである。

地方自治体における債権管理は、市の財源確保と公平性の担保の観点から重要な課題であり、適正な運用が求められる。

本市では、住宅使用料、住宅新築資金等貸付償還金、港湾施設使用料、奨学金返還金、学校給食費等の自立執行権のない債権を適正に管理し収入の確保を図るため、平成25年7月から「江田島市債権回収対策会議」が設置されている。

また、市の債権全般における諸手続の基準を明確にし、債権管理の事務処理について必要な手続きを定めた「江田島市債権管理条例」を制定し、令和5年度から施行されている。

本監査では、各債権所管課の債権管理の取組状況について聞き取りを行ったところ、督促状及び催告状の送付時期、納税（納付）相談や納付を促すための対応は、各債権所管課がそれぞれ行っている。また、税務課が事務局である江田島市債権回収対策会議では、必要に応じて特別な催告も行っている。

市は、市税等の強制徴収公債権については、法律により滞納処分できる。それ以外の市の債権は、強制的な回収には裁判所の関与が必要となる。

市の債権は、定期的に徴収するものが多く、一旦未納になるとその後も継続して未納となり、他の債権にも波及し滞納が蓄積する。

各債権所管課は、未納になった時点で適切な時期や方法により納付を促し、滞納を蓄積させないようにすることが肝要である。

さらに、債権所管課においては、基本的知識や専門的知識が必要であるが、対応方法等に温度差があり、また、債権回収に対する意識の低さも感じ、必要な対応が取れていないことが危惧される。

債権管理についての全庁的な意識統一を図る必要があるため、各債権所管課を招集し「江

田島市債権回収対策会議」の開催を望む。このことは、監査委員として、各債権所管課の取組の強化及び全庁的に債権回収等の取組みを進め一層の成果が得られるよう望むものである。

2点目は、「契約事務」についてである。

契約事務については、これまでの監査で再三再四要望しているところであるが、いまだに契約約款や仕様書に定めた書類等の不足や不備が散見される。

契約手続の不備を未然に防止し、契約事務における職員の能力向上を図るために「契約事務マニュアル」の作成や「契約事務処理に不慣れな職員及び新規職員を対象にした研修」を行うことを強く望む。

契約事務は担当業務や予算規模によって取扱いに差はあるが、契約事務における不適切な事務処理は、前例踏襲による改革・改善の意識不足や基本的事項の認識不足によるところが大きいと思われる。市職員として規則等を再確認することは言うまでもないが、契約事務の公平・公正・透明性の確保を図り説明責任が果たせるような適正な事務の執行に努められたい。

また、管理職においては、積極的に指導監督することが重要である。

今後も根拠法令等に留意した適正な契約事務が執行されることを期待する。

○ 監査意見の区分及び措置状況の報告について

監査意見区分	内容	措置状況の報告
指摘事項	合規性の観点から是正、改善等を求めるもの	措置の内容等を記載した書面の提出により行うこと。なお、措置状況の報告の公表を行う。
法第199条第10項の規定による意見	当該監査の結果に基づいて本市又は監査の対象部局等の組織及び運営の合理化に資するための意見を述べ、是正、改善等を求めるもの	措置の内容等を記載した書面の提出により行うこと。なお、措置状況の報告の公表を行う。
総括	監査全体を通じた「所感」のほか、経済性、効率性、有効性等の観点から「所見」、「要望」等を述べるもの	—